

## 職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年島根県条例第11号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いで選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職を含み、政策企画局長及び本庁部長の職を除く。）
- (2) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が就いている職（警察本部の本部長及び部長の職に限る。）

(3) 島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種の職

(4) 島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）別表第11に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職を含む。）

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

**第7条** 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

**第8条** 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

**第9条** 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

**第10条** 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

**第11条** 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けた契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

**第12条** 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

(5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

(6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職又は第14条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与の支給に関する規則別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種以外の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職及び特定地方警務官が就いている職を除く。）
- (2) 県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）別表第13に定める職
- (3) 特定地方警務官が就いている職（警察本部の本部長及び部長の職を除く。）
- (4) 島根県企業局職員の給与に関する規程別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種以外の職
- (5) 島根県病院局職員の給与に関する規程別表第11に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種以外の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職を除く。）

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与の支給に関する規則別表第3に定める職（特定地方警務官が就いている職を除く。）
- (2) 県立学校の教育職員の給与に関する規則別表第13に定める職
- (3) 島根県企業局職員の給与に関する規程別表第3に定める職
- (4) 島根県病院局職員の給与に関する規程別表第11に定める職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第3条第2項に規定する一般職である職に島根県において任用された場合
- (3) 法第3条第3項第1号から第4号までに掲げる職に島根県において任用された場合
- (4) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

任命権者様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

## 1 申請者

(ふりがな) ( ) 氏名	印	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日 生 ( 歳 )
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先における役職
連絡先 TEL ( - - - ) FAX ( - - - )		
勤務先（営利企業等）の業務内容		

## 2 離職時及び離職前の状況

離職前 5年間 (※) の在職 状況等	離職日 平成 年 月 日	離職時の職	
	所属・職名	在職期間	職務内容
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

### 3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

### 4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名(ふりがな)	( )
所属	職
職務内容	

### 5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受け  
る契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

### 6 要求又は依頼の具体的な内容

--

### 7 その他参考事項

--

任命権者記入欄

受理番号

処理結果区分

- 承認
- 不承認
- 却下 (承認を必要としない)

承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

平成 年 月 日

別紙様式第2（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

平成 年 月 日

島根県人事委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。  
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日 生 ( 歳) 印
所 属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ( ) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

人事委員会記入欄
----------

受理番号
------